明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（二六三）　二
〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁三七）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四九）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四一一、四一二）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とマレーシア政府との間の口上書の交換に関する件（外務三〇二）　二
○健康保険組合の解散を認可した件（厚生労働二九六）　二
○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同二九七）　二
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同二九八）　二
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産一五〇〇）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同一五〇一、一五〇三）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一五〇二）　四
○電気工事士法施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（経済産業二〇九）　六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（同二一〇）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通八九七～八九九）　七
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（海上保安庁三八）　七
〔人事異動〕
内閣　会計検査院　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　七
労　働
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（交通政策審議会）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、土地改良事業計画（国営名取川・国営赤城西麓）関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二六三号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二八年七月三〇日から施行することとした。